

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

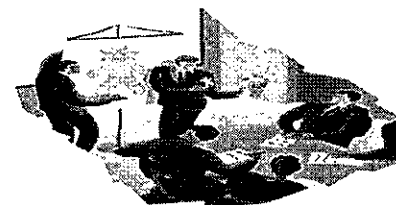
- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 94.1%の市町村で設置(平成20年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、12.3%(平成20年4月・調整機関担当職員の状況)
※ 上記に加え、保健師・助産師・看護師等何らかの専門資格を有する者を含めると51.0%

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

児童福祉施設等におけるケアの充実

施設の小規模化の推進(平成21年度予算 3,145百万円)

○ 目標

子ども子育て応援プランにおいて、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設あわせて845か所

○ 状況(平成21年2月1日現在)

・乳児院(施設数120)

小規模グループケア	38施設	39か所
-----------	------	------

・児童養護施設(施設数568)

小規模グループケア	336施設	403か所
-----------	-------	-------

地域小規模児童養護施設	143施設	164か所
-------------	-------	-------

・情緒障害児短期治療施設(施設数32)

小規模グループケア	6施設	7か所
-----------	-----	-----

・児童自立支援施設(施設数56(※国立2施設を除く))

小規模グループケア	1施設	1か所
-----------	-----	-----

614か所

○ 要件緩和

平成20年7月から小規模グループケアの複数設置(1施設当たり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)

基幹的職員の配置(平成21年度予算 48百万円)

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある。

(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より)

- 平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善(福祉職俸給表 8号俸増加)を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。

- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施することとしている。

基幹的職員研修カリキュラム(例)

■ 前期研修

【内 容】 スーパービジョンを行う上で必要な専門知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①施設の管理・運営(マネージメント)に関すること【風通しのよい組織運営、チームアプローチ、危機管理、基幹的職員に求められる役割 等】 | 50分 |
| ②職員への指導(スーパーバイス)やメンタルヘルスに関すること【個別のスーパーバイス、施設内研修、計画的な人材育成、研修技法 等】 | 50分 |
| ③子どもの権利擁護に関すること【社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等】 | 50分 |
| ④施設における日常的なケアに関すること【衣食住等基本的な養育環境、子どもにとって安心できる環境、養育者に求められる姿勢 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ⑤施設における専門的なケア(心理治療等)に関すること【心理治療、栄養指導、自立支援 等】 | 50分 |
| ⑥子どもの発達と発達上の問題に関すること【子どもの心身の発達(発達段階)、虐待等の発達への影響、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、発達障害 等】 | 100分 |
| ⑦アセスメントに関すること【アセスメントの方法、心理診断、医学診断、個々の子どもに応じた自立支援計画の立案と進行管理 等】 | 100分 |

■ 後期研修

【内 容】 前期研修終了後、現場で実践を行い、その実践における課題を解決するための知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること【ケースカンファレンスの進行のポイント、実際の事例を通じた演習 等】 | 150分 |
| ②家族支援やソーシャルワークに関すること【家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ③関係機関との連携に関すること【児童相談所の役割と協働、地域の関係機関(教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会との協働 等】 | 50分 |
| ④社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること【性的虐待等(例)の問題を抱えた児童の理解と対応 等】 | 100分 |
| ⑤その他基幹的職員に必要なと思われる内容に関すること【スーパーバイザーに必要な資質、スーパーバイスの演習(ロールプレイ) 等】 | 100分 |

全国研修指導者養成研修

＜平成21年度＞ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修コース	対象者	期間	募集人員
チームアプローチとスーパーバイズ	・研修指導者として必要な児童福祉に関する見識を有ており、 ・都道府県知事が指導者として適任であると推薦したもの	H21. 9. 9～ 9.11 (3日間)	各回 30名
子どもの発達とアセスメント		H21.10. 5～10. 7 (3日間)	
家族支援とソーシャルワーク		H21.10.28～10.30 (3日間)	
子どもの権利擁護と日々の養育		H21.11.18～11.20 (3日間)	
子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12. 9～12.11 (3日間)	